

水質汚濁防止法に係る測定項目・測定頻度について

- 1．水質汚濁防止法においては、同法第 14 条第 1 項の規定により、特定事業場からの排水等について、当該排水又は特定地下浸透水の汚染状態に関する測定義務及びその結果の記録義務を課している。
- 2．具体的な測定項目及び測定頻度は、総量規制に係る排水の汚濁負荷量の測定・記録義務に関しては省令で定められているものの、一般の排水規制については特段の定めをしていないことから、測定・記録義務の対象となる測定項目・頻度を明確化する必要がある。
具体的に測定項目・頻度を設定するに当たっては十分な検討が必要であるが、以下のような方法が考えられる。

(1) 基本とする測定項目及び測定頻度

生活環境項目については、日排水量の大きさに応じて、それぞれ少なくとも 回 / 年以上とする。なお、日排水量 5 0 m³ 未満の事業場には適用しない。

有害物質については、一律に少なくとも 回 / 年以上とする。

(2) 地方自治体が、測定項目及び測定頻度について以下のような定めをすることができるものとする。

測定項目の対象となる原材料を使用していないなど、特定施設の用途等からみて排水の実態、操業実態等から検出が想定されない特定事業場又は測定項目について、測定の対象外とすることを地方自治体が別の定めをすることができる。

公共用水域の水質汚濁の状況、排水の量又は水質等を勘案して、測定項目の測定頻度につき、地方自治体が別の定めをすることができる。